平成２５年（フ）第３６８７号
東京都葛飾区東四つ木４丁目５―16―204
債務者　松原　靖子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６８８号
東京都練馬区南大泉３丁目９―14―101
債務者　大柴　明子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９０号
東京都北区豊島８丁目２―15　岡野方
債務者　稲村　　聡
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６９９号
東京都清瀬市竹丘１丁目17―26―526
債務者　池澤あゆみ
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７００号
東京都清瀬市竹丘２丁目13―36―301
債務者　芳賀百合恵
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０３号
東京都三鷹市井口４丁目14―23―205
債務者　高野貴美子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０７号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目５－４－701
債務者　上野　栄一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７０９号
東京都足立区西新井３丁目４―15　メグミハウス２―105
債務者　島崎　元春
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７１２号
東京都練馬区西大泉３丁目９－７－101
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７１３号
埼玉県草加市吉町１丁目６―27
債務者　横山　惠美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７１６号
神奈川県藤沢市辻堂２丁目９－９
債務者　小沢　裕次
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７２６号
東京都江戸川区春江町１丁目２－２―712
債務者　坂本　弘枝
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７３０号
東京都中野区中央４丁目35―５―105
債務者　丸目　幸史
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７３２号
東京都八王子市上柚木３丁目14―３―504
債務者　佐藤　和芳
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７３５号
神奈川県横浜市鶴見区矢向６丁目17―４―102
債務者　鈴木　秀勝
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７３８号
千葉県東金市極楽寺617―５
債務者　福田　多加（旧姓松丸）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部